



Title	使徒信条 : その史的考察
Author(s)	牧野, 玲子; Makino, R
Citation	基督教学, 8, 1-22
Issue Date	1973-07-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46291
Type	journal article
File Information	8_1-22.pdf



使徒信条——その史的考察

牧 野 玲 子

我は天地の造り主、全能の父なる神を信ず。

我はその独り子、我らの主、イエス・キリストを信ず。主は聖靈によりてやどり、処女マリヤより生れ、ポンテオ・ピラトのもとに苦しみを受け、十字架につけられ、死にて葬られ、陰府にくだり、三日目に死人のうちよりよみがえり、天に昇り、全能の父なる神の右に坐したまえり、かしこより来りて生ける者と死ねる者とを審きたまわん。

我は聖靈を信ず。聖なる公同の教会、聖徒の交わり、罪の赦し、身体からだのよみがえり、永遠とこよみの生命を信ず。アーメン

〔キリスト教 第一巻（新教出版社）
古典叢書〕

序 文

ἐς ἁπάντων, ἢα κτίσας, ἐν βασιλείᾳ.

ἐς θεὸν καὶ πατέρα πάντων, ὁ ἐνὶ πάντων καὶ ὁ ἀπὸ πάντων καὶ ἐν πάντων.

Eph. 4/5, 6.

使徒パウロは、手紙において、たびたび一致について語っている⁽¹⁾。かれは、また、キリスト者が、イエス・キリストのからだである教会にあつてその肢体であり、この教会においてのみ、頭であるイエス・キリストと本質的に一致できると語る⁽²⁾。使徒行伝の著者も、初代教会におけるキリスト者相互間の一致について述べている⁽³⁾。われわれは、初代教

会の成員たちが「兄弟的交わり *κοινωνία*」のなかで一致していたことを知っている。⁽⁴⁾ところで、この「兄弟的交わり」に入るためには、ペテロの説教にあるように「悔い改めて……罪のゆるしを得るために、イエス・キリストの名によってバプテスマを受ける……」⁽⁵⁾必要があった。このように、イエス・キリストとの一致やキリスト者相互の一致は、まことに一つの主に、この主にたいする一つの信仰に、そしてこの信仰への門であり信仰公言の機会の一つである洗礼に根ざすものである。⁽⁶⁾ところで、イエス・キリストから始まった教会は、その歴史の中で、どのようにしてこの一つの信仰を保持し続けてきたのであろうか。また、現代人であるわれわれにとって、この一つの信仰をことば化しているものとは一体何か。さらに、そのようなものが存在するとしても、多くの宗派にわかれているキリスト者各共同体にとって、それは真に一致のしるしになり得るであろうか。教会は、その歴史の中で、さまざまな信条 *Symbola* を残した。時代、地方、教会内外の諸問題はその必要性に応じて、それぞれの伝承に基づいて、さまざまな定式 *Formulae* を形成した。小論がとりあげたのは、数ある信条の中でも、西方教会のわく内でだけ育てられたのにもかかわらず、キリスト者たちにひろく知られている「使徒信条 *Symbolum Apostolicum*」である。小論の目的は、この信条がどのような過程を経て現在の形に固定するに至ったかを論じることにある。だがそれに先きだつて、複雑な歴史をもつこの信条に関する研究の歴史を概観しようと思う。というのは、確かにこの信条はコンスタンティノープル信条について重要であり、その権威は、現在ではキリスト教諸宗派に広く認められてはいるが、しかし、多くの信条の中でこれほどまでにさまざまに研究されたものも珍らしいと思われるからである。なお以下に用いる時代区分は、ケリーのものを参考にした。[J. N. D. Kelly: *Early Christian Creeds*. = E.C.C. と略す 参照 1950/60]

*

*

*

一、初代教会時代〜八世紀 使徒信条に関するこの時代の一貫した態度は、この信条を十二使徒に帰するというものである。確かにこの信条は、その教義内容ならびに——断片的にはあるが——その言語表現について考察吟味

すれば明らかになることだが、十二使徒のそれらと密接な関係をもっている。しかし、この時期を特徴づけているのは、十二使徒を全く文字通りにこの信条の著者としたことである。このような態度は、確かにルフィヌス [Tyrannius Rufinus (345-410 A.D.)] の「使徒信条註解」[Expositio (seu Commentarius) in Symbolum Apostolorum (404 A.D.), P.L. 21. 335-381; Corpus Christianorum Series Latina = C.C.L. XX 参照] によって広まったのであるが、しかしこれに先きだつてこの問題に関するいくつかの史料が存在していた。アンブロシウス Ambrosius (340?-397 A.D.) のものと思われている北イタリヤ文書「入門者のための信条解説」[Explanatio Symboli ad initiandos, P.L. 17. 1193-1196]、四世紀後半に属する「使徒規約」[Constitutiones Apostolorum, P.G. I]、ニキタス Nicetas Remisiana [335?-414 A.D.] の「信条解説」[Explanatio Symboli, P.L. 52] などが代表的なものである。また、ルフィヌス以後のものとしては、偽アウグスティヌス Pseudo-Augustinus の「説教」[Sermones de Symbolo, P.L. 39, 2189, (8c.?)]、ユルツィウス Pirminius (753 A.D.) の Scarapsus [De singulis libris canonicis scarapsus, P.L. 89, 1029 ff. (710-724 A.D. の間)] があげられる。これらの史料の存在は、この時代が、この信条と使徒との直接的な結びつきを強調する学説と信心の形成および流布にいやされたことを示しているといえよう。

二「Concilium Ferrariense-Florentinum (1438-1445 A.D.)」を契機とする使徒信条批判 使徒信条と十二使徒との関係を示す美しい物語は、この教会会議までは本当に歴史的事実として一般にうけとられていた。しかし、東西両教会の再合同を審議したこの会議において、この単純素朴な伝承はきびしい批判と拒絶とに遭遇しなければならなかった。というのは、一四三八年にフェララにおいて、西方教会の代表者たちが使徒信条を唱えたとき、エフェソスの大司教マルクス Marcus Eugenius によって、この信条が東方教会の伝統に属していない旨が指摘されたからである。実際、両教会共通の聖典である新約聖書文書には、この信条の決定に関して一言も述べられてはいない。しかし、この文書が、使徒信条にもらわれている教義内容を示す多くの箇所を持つていることもまた否定できない。それにもかか

わらず、この時代は、マルクス流の批判者たち——ヴァラ Lorenzo Valla や司教レギナルド Reginald Pecock——を輩出し、十二使徒源泉説、十二使徒著者説が否定された。ところで、批判的^{キリ}がこの点にしぼられたこの時期は、信條研究を新しい方向へむけるきつかけとなったといえる。

三、十七世紀における使徒信條研究の動向 一五〇〇年代の教会の全関心は、宗教改革に集中していた。それゆえ、信條問題は背後におしやられた感があり、その復興をみたのは十七世紀半ばになってからである。この時期の研究者たち——G. J. Voss や Ussher——のとった方法は、先入観を排除した歴史的^{ヒストリカル}の研究法であった。さらに注目すべきことは、かれらがとりあげた問題が、これまで論議されてきた十二使徒と使徒信條の文字通りのつながりという点ではなく、初代教会においてすでに承認されていた、教義・典礼・聖職位階制度等に関する資料全体を、十二使徒へ、さらにかれらを通して主キリストへ帰するということであった。このために、歴史的^{ヒストリカル}の研究を計画した当時の研究家たちは、二世紀のカトリシズムの代弁者たちの残した信仰の規則 *regula fidei*⁽⁸⁾ が十二使徒の信仰と一致しているか否かを探究し、その結果、兩者の間に同一性を見出した。それゆえ、十二使徒とこの信條との直接的^{ダイレクト}つながりは問題としての意義を失なうに至った。これにかわって、使徒信條—信仰の規則—十二使徒—キリストという歴史的^{ヒストリカル}の流れにそった研究がなされていくのである。

四、十九世紀における使徒信條研究の動向 この時期の研究態度は、一層懐疑的であった。ハルナック A. von Harnack (1851-1930) および、一八六〇〜一九一四年までに、かれから影響をうけた人々は、教会の揺らん期、すなわち一五〇年頃までにはまだ信仰そのものが発展しておらず、したがって信條として純化されるまでに至っていないかったと考えた。それゆえ、かれらにとって、信條の足跡をたどり、固定化された定式を探して初代教会時代までさかのぼることそれ自体無意味であった。かれらが新約聖書文書中に認めた信仰宣言とは、“*Kéryxios Iygodis*” “*Πιστεύω εις τού Χριστὸν τὸν υἱὸν τοῦ Θεοῦ*” の類のものであった。この時期の信條研究を特徴づけているのは、信仰に関する論

争、信仰の危機、カトリシズム神学の発展等を通して短い信仰宣言文が拡大していく過程こそ信条発展史とする態度である。

五、二十世紀におけるキリスト教諸宗派の態度 上述のような批判にもかかわらず、使徒信条は宗教改革者たちによってもその価値を認められてきた。二十世紀に入って、この信条の權威はますます堅固なものとなり、多くの教会一致のための集い、ecumenical gatherings において承認されるに至った。たとえば一九二〇年に開かれたラムベスの会議 Lambeth Conference では、使徒信条は聖書・秘跡・聖職位階と共に、教会の可見的一致を支える柱の一本にかぞえられた。さらに、一九二七年のローザンヌでの会議 “The World Conference on Faith and Order” においては、はじめて東西両教会に属する人々が一致してこの信条をとなえ、これがキリストのメッセージをふさわしく表明している旨を確認しあったといわれる。⁽⁹⁾ それゆえ、この時期は、実践的にエキュメニカルな方向へ展開しつつあったと同時に、信条研究の面からみると、教義史的観点からの探究が行なわれたといえよう。

以上から推察できる通り、使徒の名称を冠せられながらも、このような紆余曲折に富む研究史をもつ使徒信条は、キリスト教会の歴史および教義史が濃縮されているものといえよう。

註

- (1) 1 Cor. 12/12 ff.; Eph. 4/4ff.; Col. 1/24.
 - (2) Rom. 12/5; 1 Cor. 12/12 ff.; Col. 3/15.
 - (3) Act. 2/42 ff.; 4/32 ff.; 5/12 ff.
 - (4) Act. 2/42.
 - (5) Act. 2/38.
- (6) 洗礼の秘跡は「堅信」聖体の両秘跡と共に *trius initiationis* と行われる。この意味で洗礼の秘跡は「門」である。この秘跡の効果は ① 罪のゆるぎ ② 聖霊の授与 (Act. 2/38) ③ イエス・キリストのものとなること (Eph 1/13 ff.) ④ 兄弟的交わり *κοινωνία*

第一節 使徒信条——その名称について——

Compendium credulitatis⁽¹⁾といわれる使徒信条は、最初から今日の定式をもっていたのではなくて、その各項が、モザイクのように、時代、地方、状況等の影響をうけて、付加され組み込まれて、次第に形成され固定されてきたものである。したがって、使徒の Apostolicum という語は、この信条の作者を、全く文字通りに十二使徒とすることを意味しているのではない。この信条が現在の定式をとるに至ったのは、紀元六世紀、あるいは八世紀のことである。⁽²⁾ところで、使徒信条 Symbolum Apostolicum という名称は、この時代をはるかにさかのぼり、この最古の史料は八九〇年にミラノで開催された宗教会議において、当時の教皇シリキウス Sixtus (384-399 A.D. 在位)宛の手紙である。それゆえ、この手紙の起草者といわれるアンブロシウスがこの名称を史上はじめて文書に残したことになる。かれとこの信条との関係を示すもう一つの資料、「入門者のための信条解説」において、かれ自身、信条の項目数と使徒の数との対応を認めている。ルフィヌスはこの影響をうけて、使徒信条の註解書を著わし、この名称を表題に用いるとともに、この信条の形成過程にまつわる物語を残した。⁽³⁾この美しい物語はやがて、十五世紀にきびしい批判をうけ、これ以後、使徒信条の作者を全く文字通りに十二使徒とする説は完全に退けられることになる。⁽⁴⁾ところで、使徒信条と十二使徒との関係は、クルマン O. Cullmann がのべているように、「信仰箇条の客観的性格を強調し、すべての恣意の疑いを近づけないために」、また「それが正典として採択されるために、使徒たちを作者とする」⁽⁵⁾という便宜的な点からのみ論じられるべきであらうか。たしかに、十二使徒が宣教を前にして会議を開き、聖霊に満されて使徒信条を編さんしたという話は、単なる信心深い物語にすぎない。だが、初代教会において信じられかつ教授されていた信仰の規則が十二使徒からうけつがれたものであり、また、教授定式 the pattern of teaching; die Lehrformel として、二世紀にはすでに確信されていたのである。そして、この規則の独特のアウトラインを、われわれは新約聖書文

書中に探すことができるのである⁽⁸⁾。もちろん *regula fidei* と *Symbolum* とは区別されるべきものである。しかし両者は決して無関係なものではなく、前者は後者にとって重要な礎⁽⁹⁾なのである。したがって、使徒信条という名称に暗示されている使徒と信条との関係は、クルマンの説とあわせて、この側面からも研究されなければならないのである。以上から使徒信条の名称に関する考察は、この信条の形成過程を研究することによって一層深められることが明らかとなった。この研究によって、十五世紀のマルクスによる使徒信条批判に対する答弁が可能となると同時に、使徒信条という名称の真に生きた意味と意義とが明瞭になるであろう⁽¹⁰⁾。

註

- (1) *Compendium creditatis* = 信仰すゝめ⁽¹⁾の綱領。Caesarius Arelatensis: *Sermo IX* "Adhibendum est itaque creditatis salubre compendium ..."; J. Quasten: *Patrology* Chap. I. ... it (= the Apostles' Creed) may be called a compendium of the theology of the Church.
- (2) Oscar Cullmann: *Les premières confessions de foi chrétienne*, 1943, Paris. 「原始教会の信仰告白」由木 康訳、第二章において、クルマンは「古代教会の初期に信仰告白の使用を不可欠にした諸事情として、①洗礼と受洗者に対する教理教育(なお、B. Altaner: *Patrologie*, 1966, p. 85-87. を参照)、②正規の礼拝(式文と説教)、③悪魔払いの式、④異端との論争、⑤迫害をあげている。これらは、教項目が同時にからみあって信仰告白を要する状況をつくり出すのが普通であった。また、J. Quasten: *Patrology*, p. 24 ff. は「信条定式を①キリスト論的定式 *christological formula*、②三位一体論的定式 *trinitarian formula* にわけた。更に、①は、イエス・キリストの人性を強調する定式と、神であることを強調する定式にわけることができる。後者のような傾向は東方諸教会の定式に共通してみられる。これらも『諸状況』、『地方色』を示す大切な要素である。信条の定式は、時代と場所と対象等によって変化すべきものであり、変化してこそ、真の信仰告白としての意味をもてたのであろう(なお、この二は紙数の関係から史料による裏づけを省略する)。
- (3) 今日の定式を残している最古の資料は、八世紀の *Pirminius*: *Scarpasus*. である。しかし、六世紀の *Caesarius Arelatensis*: *Sermo IX*. [T]に非常に似たテキストが残されている。
- (4) T. Rufinus: *Expositio (seu commentarius) in Symbolum 2* (P.L. 21-337) 「我々の主の昇天ののちに(そのように我々の父

祖の伝承は記しているのだが、聖霊の降臨とともに舌のような炎が使徒たちのおの上にとどまった。かくて彼らは、いかなる国民も彼らにとって外国人ではなく、いかなる外国語も彼らの理解できないものはないことに気づくという結果にもなっており、さまざまな言語を語れるようにされた。それから主は神の言葉を宣言するためさまざまな国々にわかれわかれに旅立つように彼らに命じられた。彼らが互いにわかれを告げる場所にやってきたとき、今後の問題として彼らは広い範囲に分散させられるであろうから、気がついてみると彼らがキリストを信じるようにすすめている人々に対して、異なる使信を伝えていたというようなことにならないため、彼らの将来の宣教に対する共通の型をはじめて定めた。そこで彼らは一カ所に集まり、わたしが説明したように聖霊にみたまされ、各自が適當と判断する箇条を差し出すことによって彼らの将来の宣教に関するこの短い要綱を起草した。そしてこれは改宗者に対して標準的な教えとして与えられなければならないと宣言した。」この物語は、後に一層真に迫ったものに発展していく。その例は、Pseudo-Angustinus: *Sermones de Symbolo-Sermo 240* (P.L. 39-2189) およびこれと同時代の Pirminius の *o* (Hahn: *Bibliothek der Symbole und Glaubensregeln*, 1962, §92, *Legendenformel nach Pirminius*) に見出される。これはすでにあげた物語に次のものが付加されている。“*Petrus: Credo in deum patrem omnipotentem, creatorem celi et terrae. Johannes: Et in Jesu christo, filium eius unicum dominum nostrum. …*” という形式で十二使徒が各々一項目ずつ信仰宣言を行なったように記されている。

(5) 序文、「信条研究の歴史 一」参照。

(6) O. Cullmann 「原始教会の信仰告白」一四頁参照。

(7) 序文註⑥参照。

(8) 1 Cor. 15/3-4; 12; 8/6; Act. 2/14-36; 3/13-15; 13/23-35; 10/34-43; 1 Pet. 3/18-22 等参照。

(9) 「使徒信条」という名称について明らかなのは唯一つである。それは、本文にも記した様に、この信条が直接使徒の手によってつくられたためにつけられた名称ではない、ということである。これは消極的な結論ではあるが、重要である。この信条と使徒との直接的つながりを主張するかぎり、この信条は全くその歴史性を失なう。本論文は、この信条を、「キリスト者共同体によって歴史の中で必要に応じて要約された使徒からの伝承」とみたい。時代、地方によって、種々の定式を生み出した理由は、その時代の教会のあり方、すなわち、各地方教会がその地方の中心となっていたという状況にあったといえよう。事実それぞれの地方はそれぞれの個別的問題をかかえていたし、問題解決は、その共同体と地方教会の仕事であった。たとえ六世紀あるいは八世紀頃までに各地の教会の責任者たちによって、一つの定式を使徒信条とする約束がなされたとしても、それまでにつくりあげたのはキリスト者共同体であり、特定の教会会議ではなかった（ここが、いわゆる *synodal creeds* と相違する点なのである）。それゆえ、残

存している諸定式には、諸地方色がうかがえるのである。しかし、その骨組はあくまでも「使徒たちの」であり、使徒からの信仰を継承しているものであり、諸定式間の相違点は、その点が単に明文化されたか否かによると思われる。

第二節 使徒信条の形成過程について

- 一、新約聖書文書からヒッポリュトスまで⁽¹⁾
- 二、ヒッポリュトスから[R]⁽²⁾まで

使徒信条が古ローマ信条（伝統的略記法に従って、以後[R]とする）の変化型であるという説は一般に認められている。[R]の形成時代や場所について、クアステン J. Quasten は「教父学」二十六頁で、ヒッポリュトス Hippolytus Romanus (†235) の「使徒的伝承」[*Κατοχολικὴ Παράδοσις* 215/217^e の作]のなかに洗礼に関係する一つの信条の存在を指摘し、クロス F. L. Cross やケリーは、このテキストを、ルフィヌスのテキストおよびカッパドキアの司教マルケルス Marcellus of Ancyra がギリシヤ語で残した[R]テキストとほとんど逐語的に一致し、しかも一層ふるい時代に属するものとみなしている。⁽³⁾ 教会は最初の三〇〇年間にすでに、種々の異説とたたかわなければならなかった。また異教からの多数の改宗者をうけ入れるなどの状況下におかれていた。⁽⁴⁾ このような理由から、十分な正統信仰に関する教育および正統信仰を明示するなにかが必要であった。ローマの教会は、当時、特に有力であったグノーシス派の説から信徒を守るためもあって、「使徒伝承」を著わし、この点で他の地方の教会に先んじていた。クロスが指摘しているように、ヒッポリュトスが保守的な性格の持ち主であったとすれば、かれが自らの著作物に記載した信仰告白文は、多分ローマの教会において、少なくとも二世紀には用いられていたものにちがいない。二世紀の教父たち——エイレナイオスやテルトゥリアヌス——が言及している信仰の規則の内容から考えてみても、この時代のいつか、ローマで西方教会最初の信条定式が形成されたとおもわれる。しかし、残念ながらこのテキストは今日残存していない。こ

これは使徒信条の発展史における“missing link”といえよう。それゆえ、ヒッポリュトスのものが文書で残っている西方教会の信条定式の最古のものということになる。ところで、現在「R」とよばれている定式とは次のようなものである。ルフィヌスが生国アキレイアの教会で使用されていた信条を研究した際に、当時ローマで広く知られ、用いられていた定式と比較し両者の相違点のリストを作成した。これを逆に利用して当時のローマ信条を再構成して作られた、これが一般にルフィヌスの「R」とよばれているものである。もちろん、ルフィヌスの比較リストが完全なものであるという証拠はない。しかし、かれは、ローマ教会こそ使徒の教えをそっくり保存していたにちがいないという確信をもっていたので、かれの著書に残っている資料はおそらく注意深く引用されたであろう。われわれはこのテキストのほかにすでに述べたギリシャ語の「R」テキストをもっている。これは三四〇年にアンキュラのマルケルスが自分の信仰の正統性を疑われた時、教皇ユリウス一世が召集したローマにおける教会会議で信仰告白を行なった際に用いたものである。この定式はラテン語の「R」と全く同じである。ところでこの「R」から「T」までの変化は、主として付加によるとされている。したがって、本節の主題を考察するためには、ヒッポリュトスのテキストにいつ頃どんな項目が付加されたかについて吟味していく必要がある。

Hippolytus Romanus: *Ἀποτολικὴ Παράδοσις* (D.S. 10)

Credis in Deum Patrem omnipotentem?

Credis in Christum Jesum Filium Dei, qui natus est de Spiritu Sancto ex Maria virgine, et crucifixus

sub Pontio Pilato et mortuus est et sepultus, et resurrexit die tertia vivus a mortuis, et ascendit

in caelis et sedit ad dexteram Patris, venturus iudicare vivos et mortuos?

Credis in Spiritu Sancto, et sanctam Ecclesiam et carnis resurrectionem?

[R]

[T]

①		Credo in Deum Patrem omnipotentem, CREATOREM COELI ET TERRAE;
②	EIUS UNICUM DOMINUM NOSTRUM,	JESUM CHRISTUM
*	EIUS UNICUM DOMINUM NOSTRUM,	EIUS UNICUM DOMINUM NOSTRUM,
③	qui natus est de Spiritu Sancto ET Maria virgine,	qui CONCEPTUS EST DE Spiritu Sancto, NATUS EX MARIA VIRGINE,
④		PASSUS sub Pontio Pilato,
⑤		MORTUUS et sepultus,
⑥		DESCENDIT AD INFERNUM
⑦		ad dexteram dei patris OMNIPOTENTIS,
⑧	UNDE venturus EST	INDE venturus EST
⑨		CATHOLICAM
⑩		SANCTORUM COMMUNIONEM
**	REMISSIONEM PECCATORUM,	REMISSIONEM PECCATORUM
⑪		VITAM AETERNAM

*

*

*

① 「天地の創造主」 *creatorem coeli et terrae* の付加について⁽⁵⁾

この句の西方教会の信条定式への挿入はおそく、しかも非常に稀であった。われわれが知る限りで、この点で他に先じたのは北アフリカの諸定式である⁽⁶⁾。しかし、現行定式と同じ表現による挿入はカエサリウス *Caesarius Arelatensis* (470-543 A.D.) 「説教九」まで待たなければならなかった。さらに注意すべきことは、この挿入句が固定するまでに用語上の変動がみられた点である。西方教会の諸定式では、*conditorem* と *creatorem* の両方が用いられていた様である。この句の挿入動機として積極的に指摘できるものはない。ただ少なくとも、西方教会の神学者たちが、こ

の句を何らかの誤謬や異端に対する墨とみなしていた証拠がないこと、および、教義として熱心に支持され、神がすべてのものであるという事実は教会のなかでできなかった教理教育の内容に含まれていたことは確かである。それゆえ、この句の挿入は、単に時間の問題にすぎなかったといえよう。

② 「キリスト・イエス」から「イエス・キリスト」への変更について⁽⁷⁾

Christum Jesum Jesum Christum

* 「そのひとり子、われらの主」 eius unicum dominum nostrum

この句は、すでに[R]にあらわれている。この一句の中で特に重要なのは *μονοθεως* = unicus である。この語は、エイレナイオス以前の文書には稀である。イグナティウスは *τοῦ μονοθεου* を用い、ユスティヌスは *μονοθεως* を用いている。挿入動機は、二世紀半ば頃エジプト出身のグノーシス派思想家ヴァレンティヌス Valentinus の、ローマでの活動——かれは、一三五〜一六〇年の間、ローマで自説の流布につとめた——にあったと思われる。かれの影響をうけたこの派の人々は、*“μονοθεως”* と「歴史上のキリスト」とをすべく区別した。この説に対抗したのがエイレナイオスで、かれは真の意味での *μονοθεως* を明らかにしつつ、ヴァレンティヌス派のグノーシス思想を後世に伝えたといわれている——「異端への反論」 Adv. Haer. III-16 等参照。したがって、この句の挿入時期は、異端論争の後と推定できよう。

③ 「聖霊によりてやどり、処女マリアより生まれ」 *conceptus est de Spiritu Sancto, natus ex Maria virgine* への拡張について

この句をもつ最初の定式は三五九年にリミニ Rimini での会議で起草された定式集に記されている。この拡張を示唆したのはヒエロニムス Hieronymus (†419) で起草者はフォンディウス Phoebadius of Agen (†392) であつた。⁽⁸⁾ この句の挿入は同時代のヒラリウス Hilarius of Poitiers (†367) によってくりかえされ、一世紀後にはファウストウス Faustus of Riez (†490/500⁹) によってプロヴァンス地方に流布された。⁽⁹⁾

④ 「苦しみをうけ」 *passus* の付加について⁽¹⁰⁾

⑤ 「死にて」 *mortuus* の付加について⁽¹⁰⁾

⑥ 「陰府にくだり」 *descendit ad inferna* の付加について

これは新しい内容の付加であると同時に、釈義上、相当の困難を含んだものである。ルフィヌスが示唆するところでは、この一句は四〇〇年頃の西方信条定式にはみあたらない。イグナティウス、エイレナイオス、テルトウリアヌス等初期の諸教父はこの句の意味するところを知りかつ信じていたのにもかかわらず、自分たちの信仰の規則や、信仰告白のなかに書き留めていない。この挿入句は六世紀のいくつかのスペインの定式に見出され、またカエサリウスのテキストからはじまって七〜八世紀フランスの信条定式を特徴づけた。この句の挿入動機および時期について、われわれは現在いくつかの仮説をたてる以外になく、確答を求めることができない⁽¹¹⁾。

⑦ 「全能の」 *omnipotentis* の付加について⁽¹²⁾

⑧ 「かじごより」 *inde* について⁽¹³⁾

⑨ 「公同の・普遍の」 *catholicam* の付加について

この語が西方の信条定式に現われるのは四世紀後半である。その最初のものはニケタスのテキストであり、後にスペイン、フランスの信条におきまり、文句として付加されるようになった⁽¹⁴⁾。

⑩ 「聖徒の交わり」 *sanctorum communionem* の付加について

教会の歴史のはじめから、聖徒の交わりは中心的テーマでありながら、この句が信条の一部として挿入された時代や事情については全くわからないと言ってよい。新約聖書文書では、すべてのキリスト者を「聖徒たち」*ἀγίοι*；Rom. 1/7, 8/27, 12/13；1 Cor. 1/2, 6/2, 16/1 etc. とよんでいる。ここから聖徒の交わりとは、兄弟的交わりとしての教会を意味しうるであろう。他方、ファウストゥスは、リエズの司教となった頃（四五二年頃）フランスで行なわれていた殉教者

たちにたいする崇敬を助長しようとして、この句を使用した。この場合、聖徒の交わりとは、殉教の榮譽をうけた天上の教会のメンバーとの靈的交わりを意味している。この挿入句に関する諸々の点が不明瞭なのは、このように、*sanctorum communio* という語句それ自体がもつ意味の複雑さとその使われ方の変遷とに關係があると思われる。挿入時期についても、憶測の域を出ない⁽¹⁶⁾。唯一の確実なことは、この句が西ヨーロッパの諸地方で四〜五世紀頃、教会員の気持の中で非常に生き生きしていたという点である。

⑬ 「永遠の生命を」 *vitam aeternam* の付加について⁽¹⁶⁾

* 「罪のゆるし」 *remissionem peccatorum*

これは[R]に挿入されているが、ヒッポリュトスのテキストには欠如している。残念ながら、欠如の理由を明らかに示し得ない、がしかし、この現象は、使徒信条定式ばかりでなく、新約聖書文書に続くキリスト教諸文献において一般的なことのように思われる。バークレー William Barclay 「使徒信条新解」(The plain man looks at the Apostles' Creed, 1967, London)によると、使徒教父として知られている人々の文書のうち、この点に言及しているのは「バルナバの手紙」(六回)、「ヘルマスの牧者」(一回)、「十二使徒の教訓」(一回)、「イグナティウスの手紙」(一回)にすぎない。この点を説明するために一つの仮説をたてることができるかもしれない。すなわち、「罪のゆるし」は洗礼の目的・結果の一つとしてはやくから知られ、信じられていたために、ヒッポリュトスの定式の原型であった信条が用いられていた時代には、定式化するまでもないことであった。したがって、洗礼志願者への教育によって徹底されていたであろうこの項目が定式化されたのは、逆に考えるなら、「罪のゆるし」を明文化する必要性が後代のいつか、[R]形成までの間に、生じたということになろう。また、使徒教父たちが、これに言及していなくても、当然の真理として認めていたことはいうまでもない。なお、ヒッポリュトスのテキストと[R]との間にはこの他いくつかの相違がある。しかし、それらは、信条形成上の本質的な問題とはなり得ないので、ここでは省略する。

われわれは、[R]から[T]までの間で、もう一つの重要なテキストをもっている。それは、アルルの司教カエサリウスが「説教九」に書きのこしたものである。今日の[T]定式を完全な形で伝えている最古の史料は、ライヒェナウの初代修道院長、ブルミンウスの「スカラプス」である。⁽¹⁷⁾そのため、ある信条研究者は「[T]」の出現を八世紀とする。しかし、他の研究者は、この時期を六世紀と考えている。その理由は、このカエサリウスのテキストを使徒信条とみなすところにある。いずれにせよ、このテキストは、信条研究上みおとすことのできない重要な位置を占めているゆえ、ここで吟味しておこう。

Caesarius Arelatensis: Sermo IX. [C.C.L. CIII]

Credo in Deum patrem omnipotentem, creatorem caeli et terrae,

Credo et in Jesum Christum, filium eum unigenitum sempiternum.

qui conceptus est de Spiritu sancto, natus est de Maria virgine; passus est sub Pontio Pilato, crucifixus, mortuus et sepultus. descendit ad inferna, tertia die resurrexit a mortuis, ascendit ad caelos. scdit ad dexteram dei patris omnipotentis. inde venturus iudicare vivos et mortuos.

Credo in sanctum Spiritum, sanctam ecclesiam catholicam, sanctorum communionem, remissionem peccatorum, carnis resurrectionem, vitam aeternam. Amen.

① creatorem caeli et terrae この句は、カエザリウスと同年代の二人のフランスの教父、ファウストゥスおよびキプリアヌスの信条定式テキストにはみられない。すでに述べたように、この句は北アフリカ定式にはやくあらわれた。この句がカエザリウスのテキストに入ったのは、多分、かれがアウグスティヌスの研究者であったところから、アウグスティヌスに帰されている説教集などを通じて伝達されたからであろう。

② 三つの Credo について これは、かれの神学が一貫して三位一体論をとりあつかったことからわかるように、三位一体への信仰を明らかに宣言するためであった。「説教九」に記されているつぎの文からも証明できる。

... fides omnium Christianorum in Trinitate consistit: et ideo etiam tertium vobis textum symboli repetimus, ut ipse numerus repetitionis in signo conveniat Trinitatis.

「すべてのキリスト者の信仰は、三位一体に在る。それゆえ、われわれは、あなたがたのために、信条のテキスト(クレド)を三度くりかえす。というのは、くりかえしの数(三度)が三位一体のしるしとして適當だからである。」

③ unigenitum sempiternum. この句をもつ定式は少ない。unigenitum が、カエリウスのテキストに挿入されたのは、多分、四世紀スペインの信条定式の影響によるものであろう。かれが、アルルの司教であった五〇三〜五四三年は、大部分東ゴート族の政治的支配下におかれ(五〇七〜五三六年の間)、これに先きだつ四七六〜五〇七年は、西ゴート族が支配者であった。また、五一四年には、教皇シヌムマクス Summachus は、スペインで起った信仰上の問題解決のために、カエサリウスを起用した。以上のことからかれはスペインの教会と関係をもつに至り、この unigenitum という語を四世紀スペインのエルヴィラの聖グレゴリウスの *Libellus fidei* から借用する可能性はあったといえよう。かれ自身の「説教」九および十にみられるつぎの例は、現行「C」と同じ表現をかれが知っていたことを示すもので、unigenitum が借用語であったことの証拠となろう。

Patrem cum audis, Filii intellege Patrem. (IX); credite et in Jesum Christum Filium eius unicum dominum nostrum. (X)

「あなたが、父ときいたら、子の父とさとりなさい(九)、またそのおんひとり子われらの主イエス・キリストを信じなさい(十)」
[C.L. CHH]

sempiternum は、かれが東および西ゴート族の政治的支配下におかれた司教であったところから、アリウス派を信奉する支配者たちに対抗して、信徒の信仰教育のため挿入されたものであろう。

④ *natus est de Maria virgine* この用法は、カエサリウスと同時代のあの二人の教父にはみられない。カエ

サリウス自身「説教」十にならう。Credite eum conceptum esse de Spiritu sancto, et natum ex Maria virgine [C.C.L. III 51]と表現している。したがって、sanctum Spiritum にみられる名詞や形容詞の倒置とあわせて、この変化はかれにとつて純粹に定式のためのものと思われる。

⑤ passus est sub Pontio Pilato 「説教」十では、Credite … passum sub Pontio Pilato. となっており、[T] テキストと同じである。したがって、変型の理由は④と同様と考えてよいであろう。

⑥ descendit ad inferna この句の挿入にはたしたカエサリウスの役割については、すでに、ヒッポリトゥスのテキストと[R]および[T]の比較の際に述べた。かれは「説教」十においては、Credite eum ad inferna descendisse と記している。がしかし、モラン D. G. Morin の註解によると、これはカエサリウスの荘嚴な形式で、かれの定式では現行[T]テキストの形をそのまま伝えてくる。

⑦ sedit 「説教」十では[R]および[T]と同様に credite … sedet と記されている。

⑧ venturus iudicare 「説教」十には、credite … venturus sit iudicare と記されており、[R]テキストの形をうけついでくる。

⑨ catholicam [R]に欠如しているこの語の挿入についてはすでに述べた(ヒッポリトゥスのテキストと[R]および[T]の比較参照)。この語がかれのテキストに付加されている事実は、この時代にすでにこの語がフランスの信条定式に固定しつづあったことを示すものといえよう。

⑩ sanctorum communionem この句が[R]に欠如している点についてはすでに述べた(前述の比較参照)。同じ[R]の系統に属する定式でも、アムプロシウスとアウグスティヌスが残したミラノ教会の二つの定式、アキイレイア、ラヴェンナおよびトリノの定式にはみられない。また、ヒッポ、カルタゴ、ルスベの諸定式およびスペインの六世紀のテキストにもまだ挿入されていない。ただ、レメシアナ(ネーゴースラヴィア)の司教ニケタス Nicetas

(385-414) が残したテキストには記されており、六世紀になってフランスの信条定式にもあらわれるに至った。

① *viam aeternam* この句はカエサリウスにとってきわめて重要なものであった。[R]にはまだ挿入されていなかったこの句が、カエサリウスよりさきに、レメシアナ信条に付加されているので、かれ独特のものではないといえ、かれが他定式から積極的のうけとったのには理由がある。それは「説教」九に述べられているように、かれにとつて「永遠の生命」は信仰の頂点であつたからである。

現在われわれもっている現行[T]の最古の定式は八世紀のビルミニウスのテキストである。しかし、以上で吟味したカエサリウスのテキストは、かれがおかれていた立場や時代による特殊事情を別にすれば、また「説教」の文脈によつて補つてみるならば、このテキストをもつて使徒信条定式の完成とみなしうるものと思われる。さらにこれは[R]と現行[T]テキストを結ぶ重要な橋であり、複雑な使徒信条の形成過程を知るうえで貴重な史料といえよう。

註

(1) 使徒信条の形成過程について論じるにあたり、小論では、一、新約聖書文書からヒッポリュトスまで。二、ヒッポリュトスから[T]まで、の二時期に区分した。しかし、残念ながら紙数の関係上、一、を省略せざるを得なかつた。因に一、に用いた研究史料をあげておく。④「新約聖書文書」⑤「デイダケ」⑥アンテイオキアのイグナティウスの「手紙」⑦殉教者ユステイヌスの「第一弁証論」⑧「ユダヤ人トリュフォンとの対話」⑨エイレナイオスの「異端への反論」⑩テルトゥリアヌスの「異端者への抗弁」⑪「処女のヴェールについて」使徒信条定式の最初のもものは、この時期すなわち二世紀までに形成されていたらしい。しかし、定式のまま残存してはいないため、この信条の定式にもとづく歴史的研究は、ここから始まるといつてよい。

[T] = *Textus receptus* の伝統的省略記号。

(3) F. L. Cross: 「教父学概説」八九頁、J. N. D. Kelly: *E.C.C.* p. 89. 参照。

(4) M. Cristiani: 「異端小史」J. N. D. Kelly: *E.C.C.* 参照。

(5) 神の創造的活動を示す句は東方教会信条定式ではほとんど一定した要素であつた。この部分の欠如は[R]の特徴として最もきわだった点である。しかし西方の教理教授者たちは、神による宇宙万物の創造のわざを重要項目としてとりあつかひ、この点で他

宗教とキリスト教とを区別した点に在った。(Irenaeus: Adv. Haer. III-4-1, Novatianus: De Trinitate I 参照) また Nicetas Remisiana (335-415e); De Symbolo-2: "Deum bonum et iustum coeli et terrae creatorem". 又 T. Rufinus: Expositio (seu Commentarius) in symbolum. "... invisibili et impassibili?" (マントキスとは「創造者なる神」その源なる神)に言及しながら「自由定式に挿入しなかつた」は「[R] 又 [T] の中間にあらわれた例である。さらに「この挿入句」と異端の關係からみると「シノニシス思想が問題になりそうに思える。しかし「シノニシス思想が西方教会を席巻した時代」とこの句の定式化の時期とにずれがある。

(6) Augustinus: Sermo 215 in redditione symboli (P.L. 38-1072) "Fides ergo haec et salutis est regula, credere nos in Deum Patrem omnipotentem, universorum creatorem".

(7) この語順は [R] の禁錮である。Xpoulos = 「キリスト」の被下句に *Trōdos* の被動形をかれるのは初代教会時代のギリシヤ語では普通のことであった。ギリシヤ語とラテン語の交替の時代をむかへて「キリスト」= 「メソプ」の意の現実性がうすれていくにつれて変化して固定したと考えられる。なま「C. Mohrmann: Liturgical Latin, its origin and character. 1957. U.S.A. 参照。

(8) Hahn: § 166. Formel der 1. J. 359 zu Arminum versammelten orthodoxen Bischöfe. "Qui de coelo descendit, concepitur est de Spiritu Sancto ex Maria virgine ..." なまこの挿入句は「起草者が属してゐた教会が「すでによく知られてゐた定式からの借用であらう。

(9) この句の挿入動機として「ボマリウムは「聖靈の働きが concipere である」ことを強調するためである」とう説をたてた (De Trinitate 2-24; 10-17 節)。しかし「これを異端との關係から考えをよりめ (concipere 又 natus との区別の確立が「養子説」駁論に役立つたところも「それは八世紀末のことである」) 一般的な教会生活にみられた誤解の訂正のための挿入と考えられる (J. N. D. Kelly の見解)。

(10) 二世紀の教文たまたまは「自由」④⑤を挿入あるいは削除した。たとへば

Justinus (Dial. 126)	}	"crucifixus" よりも "passus" が
Irenaeus (Adv. Haer. I-10-1; III-4-2; etc.)		
Tertullianus (Adv. Marcionem I-11)	}	一層好まれて使用された。
Ignatius (Ad. Trall. 9) 「トラリア人への手紙」		
Justinus (Dial. 63) 「ユダヤ人トリエポソとの対話」	}	"passus" であるが "crucifixus" の後には
Tertullianus (De carne Christi 5; Adv. Prax. 2)		
		"mortuus" を付加してゐる。

- 両語が定式に最初に付加された例はミラノ信条である。この付加も自然に固定したと思われる。
- (11) 二世紀の教会は、新約聖書にのべてある「*の*」の点で関する信仰を保持してゐた。Ignatius: *Ad Magn.* 9; *Polycarpus*: *Ad Philipp.* 1; *Irenaeus*: *Adv. Haer.* IV-27-2; V-31-1 etc., *Tertullianus*: *De Anima* 55. 参照。なお、仮説として、① *Apollinaris Laodicenus* 異端に對して。② *Docetismus* 異端に對して。(説明省略)挿入時期は五世紀頃と推定される。
- (12) 西方教会で *Dei omnipotentis* をもつて最初の定式は *Priscillian Creed* (四世紀頃引用された)。なおこの語の挿入は使徒信条定式の第一項との関連から当然おこり得たことである。
- (13) 多くの地方教会の使徒信条定式には *inde* を使用。したがって [R] の *unde* はこの点でのローマ教会の孤立状態を示す。因みに、*Bohemianus*・*Tequistotl* には *unde* も入っていない。
- (14) この語は Ignatius の「*ミスル*」人への手紙「二一八」にはじめてあらわれる。教会は、はじめ現在のようない「他宗派に對するカトリック教会」という意識をもっていなかった。それゆえ、むしろ普遍的な、キリストにおける一つの教会の意識の強調 (*Nicetas*: *De Symbolo* 10 = 「*の*」の正統な教会」参照) こそが挿入動機であつたと思われる。アリウス派の教会やドナタイスムの教会などは other pseudo-church (J. N. D. Kelly: *E.C.C.*, p. 387) によつて區別をわけていたらしい。
- (15) ① *W. Barclay*: 「使徒信条新解」 p. 377 は六世紀半に於ける。(この説は多分、カエサリウスのテキストを考へてのことである) ② *J. N. D. Kelly*: *E.C.C.* (p. 390) は *Nicetas* (335e-415e) に於いて註釈をこけられた定式 (*De Symbolo* 10 参照) を最初のものとす。
- (16) *Nicetas Remisiana*: *De Symbolo* 12; *Augustinus*: *Sermo ad catechumenos* 9 (P.L. 642); *J. Chrysostomus* (354e-407): *Homilia* 40-2. は重要史料である。アウグスティヌスによるペラギウス反駁時代にこの句の定式化は準備され、レオ・パブヌスの時代 (440-461) にマクシムヌの司教 P. Chrysologus (433-450 在位) の「説教」五七-六二 (P.L. 52-257 B) にみられるマクシムヌの信条が挿入されたことである。
- (17) *St. Priminus* (sive *Priminus*) (†753) のキエチーナト会員「*Scarpasus* = *De singulis libris canonicis scarpasus*」にキリスト教教義に關する *Enchiridion Symbolorum*。およそ七一〇〜七二四年の間、書かれたらしい。なお、かれの残した使徒信条テキストは *Enchiridion Symbolorum*. *Definitionum et Declarationum de rebus fidei et mortum*. *Denzinger-Schönmeier S.J.* (通称 *D.S.*) 28 年 4 の *Hahn*. § 92 に記されてゐる。

あとがき

キリスト者共同体は、複雑な過程を経て使徒信条を手に入れた。信仰の柱ともいえる信条が、何故最初から定式として与えられなかったのであろうか。一般の規則を考えても、その場の事情を考慮しないで出来上ったものなど一つもない。これと同様に、信仰の規則もそれを信じ守る人々の関与があつてはじめて発展するはずのものである。新約聖書それ自体でさえ、最初から一定の形をとっていたわけではなく、各地方のキリスト者共同体の中に生き生きと伝えられていた伝承が、ある目的のために取捨選択されてまとめあげられてきたものである。それにしても使徒信条は、その形成過程において、多くの謎を持っている。紙数の関係上、多くの問題を省略せざるを得なかったため、説明不足に終った感がある。たとえば、一項目定式（キリストへの信仰告白のみから成る）、二項目定式（キリストとその御父なる神への信仰告白から成る）および三項目定式（父・子・聖霊への信仰告白から成る）の成立と変遷、ならびにこれらとキリスト論的定式あるいは三位一体論的定式の組みあわせ、その使用の機会等について、また、初代教会時代の史料に残っている *Reddito-Traditio Symboli* について等。また本文では詳述できなかったが、定式の部分的相違点をもつ多くの姉妹定式が残存しているのも使徒信条の特徴である。これらは、キリスト者各共同体が信仰簡条の骨組を共通にしなが、ら、必要に応じて、自らの信仰を確立しようとする態度のあらわれであり、自分たちの共同体のきずなの公言であつたと思われる。小論は、この使徒信条を、*IXOYIΣ* への信仰から出発して、諸事情による付加を経験しながら、歴史によって純化されたものとみなしたい。

この小論は、「信仰の一致点を求めて」という副題をつけて、昨年度の北海道基督教会会で発表したもののもまとめであるが、その目的を十分に達成できなかったことを反省し、今後とも研究を深めていく必要を痛感する次第である。